

改正液石法省令等・取引適正化指針の概要

1. 背景

平成28年4月に電力が、平成29年4月には都市ガスの小売事業が自由化され、エネルギー間の垣根を超えた競争がおこなわれることとなるが、液化石油ガスは小売価格の不透明性や取引方法に対する問題点が様々な場で指摘されている。そこで、経済産業省資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し、料金透明化に向けた検討を行った結果、以下の措置を実施することとなった。

- ① 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の一部改正
- ② 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」の一部改正
- ③ 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の制定

2. 改正事項等の概要

◆法令改正（H29. 6. 1 施行）の概要

- ① LPガス供給に係る料金の算定根拠を、一般消費者等へ原則書面で通知すること。【参考資料1 P11, P12】
[施行規則第16条に追加、運用・解釈通達第16条関係に追加]
- ② 賃貸型集合住宅等において、LPガス料金に給湯設備、空調設備等の費用を含めて請求する場合、設備費用を14条書面の中で明確化すること。
[運用・解釈通達第13条関係の1. で明確化] 【参考資料1 P7】
- ③ 1週間ルールの明確化。【参考資料1 P14, P15】
 - ・販売業者を切り替わる際、前業者は原則1週間以内に設備を撤去しなければならないが、料金精算が済んでいないような場合などはその限りではない。
 - ・前業者が契約継続目的に設備を撤去しないことは違法である。
 [運用・解釈通達第16条関係の3. 及び4. で明確化]

◆取引適正化指針（H29. 2. 22 施行）の概要

- ① 標準的な料金メニュー及び一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例を公表すること。【参考資料1 P6】
- ② 14条書面を交付するとき、一般消費者等が支払うこととなる費用に係る説明を行うこと。【参考資料1 P9】
- ③ 一般消費者等に対する料金の値上げ及びその理由を事前に通知すること。【参考資料1 P10】
- ④ 集合住宅入居者を含め、一般消費者等からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に処理すること。【参考資料1 P8, P13】